

令和7年11月25日

小樽市長 迫 俊 哉 様

小樽市特別職報酬等審議会
会 長 國 武 英 生

特別職の報酬等について（答申）

令和7年10月16日に諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料並びに小樽市議会議員報酬の額について、当審議会で審議した結果を下記のとおり答申します。

記

1 答申

市長、副市長及び教育長の給料並びに小樽市議会議員報酬の額は、据え置くことが適当である。

2 説明

令和7年10月16日、市長から「市長、副市長及び教育長の給料（以下「特別職給料」という。）並びに小樽市議会議員報酬の額」について諮問を受け、2回にわたり審議会を開催し、厳正かつ公正な見地に立って慎重に審議を行った。審議に当たっては、道内他市における特別職給料及び議員報酬の額とその改定状況、市の財政状況なども勘案して、多角的な面から議論を重ねた。

特別職給料及び議員報酬については、その職責の大きさに加えて、人口規模等を同じくする道内他市との均衡に配慮すべきと考える。小樽市の特別職給料及び議員報酬については、平成10年1月の改定以来、見直しがされていない状況であるが、現時点で道内他市と比較しても、その支給水準は均衡を逸しているとは言えず、概ね適正な水準であった。

市の財政状況はかつての危機的な状況を脱し、現状においては概ね適切に運営されているほか、昨今の物価上昇、賃上げの情勢に鑑みると、特別職給料及び議員報酬の額の引上げについて検討すべき余地は認められるが、中長期的な財政見通しを踏まえると、依然として厳しい財政運営が予測されており、現時点では、現行の額に据え置くことが適当であると判断した。

以上

期末手当に関する意見聴取及び審議会の開催頻度について

市長から、諮問事項以外に「特別職及び議員の期末手当の支給割合を変更する場合における当審議会への意見聴取並びに当審議会の定期開催の是非」について意見を求められましたので、下記のとおり当審議会として意見します。

記

1 期末手当の支給割合を変更する場合における当審議会への意見聴取の是非について

特別職及び議員の期末手当支給割合について、人事院勧告による期末手当支給割合は、民間企業の状況等、社会・経済情勢を反映した一定の公正性、客観性が確保されているものであり、人事院勧告に準じた改定がなされる限りにおいては、当審議会への都度の意見聴取は不要と考える。

なお、人事院勧告に準じない改定を行おうとする場合は、改定内容の妥当性、公正性、透明性の確保の観点から、当審議会を開催し意見聴取することが適当である。

2 当審議会の定期開催の是非について

小樽市特別職報酬等審議会条例の定めでは、「報酬等の額について、条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」とされているが、報酬等の額の妥当性、透明性の確保といった観点から、報酬等の額の変更を予定していない場合においても、定期的に報酬等の水準について検証する機会を設けることが適当と考える。

開催頻度については、市長及び議員の任期が4年であることに鑑み、その任期中に1度は検証の機会が得られるよう、また、道内他市の開催状況も参考に、概ね4年に1回の開催を基本とし、諮問に相当する必要が生じた場合には適宜開催という形とすべきであると考えます。

以上